

第 6531 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 9月30日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 消費税が免税にならない場合

Q : 会社を設立する予定です。資本金が1,000万円未満なら設立した事業年度は免税になると思っていましたが、免税にならない場合もあるとか。どのようになっているのですか？

A : 次のようになっています。

【解説】

消費税は、基本的に、基準期間がない事業年度開始の日における資本金の額等が1,000万円未満の法人は、その基準期間がない事業年度の納税義務が免除されることとなっていますから、設立事業年度は免税になるのですが、資本金の金額等が1,000万円未満であっても、次のいずれにも該当する場合は、免税にならないこととなっています。

- ①その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者によりその新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者によりその新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当すること
- ②①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及びその他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者のその新規設立法人のその事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高が5億円を超えていること



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】